

社会福祉法人福岡市早良区社会福祉協議会 役員の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡市早良区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 役員には、その職務のために理事会又は監事監査、評議員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。ただし、関係行政機関選出の役員が出席したときは、報酬を支給しないこととする。

2 各年度の総額の範囲は、理事について180,000円を超えない範囲とする。また、監事について45,000円を超えない範囲とする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。